

# 花畑別館の歴史的価値を再認識し、解体は中止を！

## 権威ある建築の3団体より、緊急の要望

熊本市が花畑町別館の解体を急ぎすすめていることから、「日本イコモス国内委員会」「DOCOMOMO Japan」「日本建築学会九州支部」より、解体せずに、その利活用を求める緊急の要望書が提出されました。

### 「世界遺産」に並ぶような価値の高い建築物

花畑別館は、東京中央郵便局（1936年）・大阪中央郵便局（1939年）と並ぶ、同時代を代表する通信建築です。東京中央郵便局は「重要文化財の価値がある」と文化庁が国会で答弁していましたが、残念ながら

ら大部分が解体されてしまいました。世界的には、同様の機能主義デザイン建築のバウハウス（ドイツ・1926年）が1996年に、ファンネル工場（オランダ・1929年）が2014年に世界遺産登録されています。

### 3団体の指摘・要望は、重く受け止めるべき！

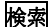
花畑別館は、関東大震災の経験を踏まえた耐震設計で建てられ、震度7レベルの2度の地震を耐えぬいた建物です。倒壊の危険というよりも、壁がはがれることや窓がはずれる恐れがあるというもので、十分に補強が可能と専門家も指摘しています。

要望提出の3団体は、建築界を代表する団体です。「日本イコモス国内委員会」は、ユネスコの世界遺産登録の諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行う、世界的にも権威のある団体です。各団体の指摘は、重く受け止めるべきです。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団  
上野みえこ なすまどか 山部洋史

NO. 1034  
2017年2月12日号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
ホーム：共産党熊本市議団 

熊本市中央区玉取木町1-1 議会棟



## 弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 2月15日（水） 午後2時～4時  
中央区生活相談所（大江5-15-20） Tel 375-2200
- 2月21日（火） 午後6時～8時  
北区生活相談所（武蔵ヶ丘1-10-1） Tel 338-2001
- 2月22日（水） 午後1時30分～4時  
山本のぶひろ渡鹿生活相談所（渡鹿6-5-60） Tel 362-5181
- 3月9日（木） 午後1時～4時  
菜の花法律事務所（南区江越1-17-12） Tel 322-7731
- 3月24日（金） 午後4時～6時  
東区生活相談所（広木町7-23-2） Tel 328-2656

### 【控室から】

『介護保険は詐欺だ！』と告発した公務員

上野 みえこ



「介護保険は詐欺だ！」と告発した公務員」といっことは、本のタイトルで、2016年3月に定年退職された元堺市職員の方が書かれたものです。「沈まぬ太陽」は「こもあつた！」という本の帯に目を引かれ、手に取りました。社会福祉法人の指導監督を担当する職員として、現職公務員として、福祉を食い物にした社会福祉法人の不正経理を告発。そのことがきっかけとなって、著者は本庁から区役所に不当配転。しかし、移転先の区役所で介護保険を担当したことがきっかけとなって、介護現場の実態をつぶさに見ることができ、介護保険制度を現場から告発することになったとのこと。 「公務員ならだれもが『宣誓』する『国民主権』『憲法擁護』これがキーワードです。『現行制度の中でも』『運用』や『解釈』で少しでも住民ニーズにこたえることができる可能性がある。そういう問題意識を持ち続けることが、自治体職員が存在価値である。」「と述べられています。 福祉に限らず、行政の在り方について常に問われる問題ではないでしょうか。

## 「障がいのある子どもも安心して学校生活を送ってほしい…」 親と子の願い実現！東町小学校にエレベーターが設置

2月3日、東町小学校に設置されたエレベーターのお披露目式がありました。設置に向け尽力されてきた校長先生、前校長先生はじめ保護者も参加する中、障がいのある児童たちが車いすでエレベーターを利用する様子を見せてくれました。



### 「授業に遅れずうれしい」「安心して学校で過ごせます」

エレベーターが設置される以前は、階段昇降機での移動に時間がかかり授業に遅れることや、1階の多目的トイレが利用できないことなど、安心した学校生活を送ることが困難な状況でした。

お披露目式で感想を述べた児童からは、「授業に遅れずうれしい。」「階段で人とぶつかり怖い思いをしたことがあったが、これからは安心です。」「3階にある図書館にも行きやすくなりました」など、喜びの声が寄せられました。

市議団としても一般質問等で、学校での実態なども示しながら、エレベーター設置を要望してきました。これまで、新設、増改築時

に限られていたエレベーター設置でしたが、2014年12月議会の一般質問において、大西市長から「既存施設については、学校現場における必要性や構造上の問題などを調査したうえで、設置について検討する必要がある」との前向きな答弁を得ることができました。

様々な会派の議員からも設置に向けた要望が寄せられる中、今回の設置に至りました。

引き続き、障がいのある児童・生徒が在籍するすべての学校への設置に向け、がんばります。

## 「修繕したくてもお金がない…」「屋根のビニールシートもそのまま…」 田村貴昭衆院議員と一部損壊世帯の実態調査

熊本地震からやがて10カ月が経過しようとしています。市内には、屋根のブルーシートがそのままの家も多くあり、住宅の再建に向け、多くの課題が残されています。

2月3日、日本共産党の田村貴昭衆院議員と県・市議団は、家の修繕に取り掛かることができないなど困難を抱える一部損壊世帯の実態調査を行いました。

### 「修繕への支援制度があれば…」「一日も早く安心して住める家に…」

調査をした家屋では、「屋根の修理に多額のお金がかかり、取り掛かれない」「風呂の壁に大きな亀裂が入っているが、修繕できない。」「一日も早く、安心して住むことができるよう支援をしてほしい」など、切実な声が寄せられました。



### 一部損壊世帯への支援制度を国・県・市で創設を！

一部損壊世帯に対しては、100万円以上の修繕を要した世帯に10万円の義援金が配分されることが決まり、申請受付が行われています。しかし、工事の領収証などが必要となることから、修理の必要があっても経

済的な理由で工事に取り掛かることができない世帯は、義援金を受け取ることができません。

国とも連携し、一部損壊世帯への実効性ある支援制度の創設にむけ、頑張る決意です。